

▼INDEX▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～阪大、解雇教授の告訴検討 研究費最大２億７千万円不正処理 外 ～
■【内部監査情報】
・平成２７年度内部監査の全日程が終了しました。
■【監事監査情報】
・東北大学監事による子法人への調査が終了しました。
■【その他の監査情報】
・文書管理に関する監査が終了しました。
■【連載企画】
・健さんが頼みの綱 ～Ken is my last ~~h~~rope ～「受託研究で取得した資産の登録及び管理」
■【Audit Cafe】
・「あの日…」

表題写真：広瀬川河畔のツグミ

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」 阪大、解雇教授の告訴検討 研究費最大２億７千万円不正処理 外

・阪大、解雇教授の告訴検討 研究費最大２億７千万円不正処理【2/13 産経新聞】
・会計検査院が独自に職員の「適性」調査 秘密保護法に法的根拠なし【2/9 東京新聞】
・東大男性職員、女性に暴行などで有罪…停職処分【2/10 読売新聞】
・「授業中に不適切発言」と相談ポストに 何らかのハラスメントで 40 代男性准教授を懲戒解雇 奈良女子大【2/17 産経新聞】
・監査先 4000 社を再検証 新日本監査法人、東芝問題受け【2/18 日本経済新聞】

内 部 監 査 情 報

・平成２７年度内部監査の実地監査日程が終了しました。



平成２７年度の内部監査については、平成２８年１月２９日（金）をもって、重点事項としていた全ての監査における部局往査が終了しました。

監査対象部局の皆様には、資料の準備や各関係者との日程調整など、多くの負担をおかけしましたが、内部監査の円滑な実施にご協力いただきましたことを心より御礼申し上げます。

なお、標準会計監査においては、現在、業者への取引照会を実施しております。業者からの回答受領後、内容に疑義がある場合には、改めて当該部局に質問書をお送りすることとなりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

また、フォローアップ監査及び留学生の受入れ等に関する監査については、調書等のとりまとめを行っているところですが、後日、監査の結果について齟齬がないか、内部監査報告書（案）を送付し、部局の皆様と意見調整をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

平成 27 年度内部監査基本計画書 重　点　事　項	実地監査実施期間
競争的資金の監査	H27.7/6～8/27
留学生の受入れ等に関する監査	H27.10/26～11/19
標準会計監査	H27.12/3～H28.1/22
フォローアップ監査	H27.12/7～H28.1/29

【内部監査】については、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

監 事 監 査 情 報

・東北大学監事による子法人への調査が終了しました。

監事監査業務の一環として、監事による東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社への調査が、平成２８年２月１６日（火）に行われました。

子法人への調査に関しては、国立大学法人法第１１条第７項に、「監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。」と規定されているほか、国立大学法人等監事協議会が制定した監事監査に関する指針においても、子法人に対する調査について、以下のように記載されていることもあり、実施することとなったものです。

① 監事は、必要があるときは、子法人（国立大学法人会計基準の定めるところにより、国立大学法人等が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社をいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

② 監事は、子法人の取締役、会計参与、執行役等及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるものとする。

③ 監事は、必要に応じ、子法人の監査役等との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めるものとする。

今回の調査は、本学での出資事業が本格的に活動を開始したものの、会社設置からまだ間もないことから、組織運営体制の機能状況、進捗状況及び将来構想などについて、意見交換を中心とした調査が行われました。

その他の監査情報

・文書管理に関する監査が終了しました。

平成２７年度の「文書管理に関する監査」については、平成２８年２月２６日（金）をもって往査が終了しました。

本監査は、「東北大学法人文書管理規程」において、監査責任者である監査室長が、法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度１回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならないことが規定されているため、通常の内部監査とは別に実施しているものです。

本年度の監査結果につきましては、内部監査と同様に、後日、齟齬がないかを部局の皆様と意見調整をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。



連載企画



「自分、不器用ですから」と、いつも控えめな健さん。でも、本当はみんなから頼りにされる人気者。そんな健さんが、あなたの悩み・疑問に答えるコーナー！「健さんが頼みの綱」。大好評シリーズの第３回は「受託研究で取得した資産の登録及び管理」についてお答えします。

こんにちは、健です。早いもので、２月も残りわずかとなりました。
皆様お変わりありませんか？
実は自分、日頃の無理がたたり風邪を引いてしまい、先週末は寝込んでおりました。
いくら不器用な自分でも、この程度で寝込むことは今までなかったのですが、
とうとう無理のきかない年齢になってしまったのかもしれません・・・。
「“８の倍数の年齢”に訪れる体の変化」を実感する、今日この頃です。
では、今回も真心を込めてお答えしたいと思います。

先日、とある港町でこんな事を聞かれました。

「健さん、あたいね、受託研究費っていうお金で、前々から欲しかった設備をやっと手に入れることが出来てね、一生もんの設備だし、後生大事に使おうと思っていたんだよ。なのに、この間、資産登録をお願いしたら、耐用年数はたったの２年って言われてね、そりゃもうショックだったよ。こっちがいくら１００年にしてってお願いしても、駄目の一点張りだし、何でこんなことになるんだい？　健さん、何とかしておくれよ。」

なるほど・・・一体どんな研究をしているのでしょう、気になりますね。
今年度の内部監査でも固定資産関係は確認してきたところなので、お答えするのにちょうど良いタイミングかもしれません。

平成 27 年度標準会計監査は、平成 27 年 12 月 3 日から平成 28 年 1 月 22 日にかけて、全 12 部局を往査させていただきました。今回の監査は、「換金性の高い物品」をはじめとする、固定資産管理の適正性をメインに実施させていただきました。

第三回目となる今回は、私も以前取扱いに苦慮した、受託研究で取得した資産の登録及び管理について**3 つのポイント**に焦点を当てて説明いたします。

1.耐用年数

大学運営資金等により取得した資産の耐用年数は、法人税法上の法定耐用年数となりますが、**受託研究により取得した資産については、当該資産を使用する予定の期間（受託研究期間）を耐用年数として償却し、費用化することとなります。**
(参考:「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針 Q8-1)

さて、以上のことを踏まえて、以下の例題 1 をご覧ください。

例題 1
A 先生は受託研究経費（研究期間：H27.4.1～H28.3.31）にて使用する顕微鏡を購入した。購入価格は 2,916,000 円(税込)、受領の確認日及び検収日は H27.9.30 である。この時、耐用年数は何年と登録するべきか？なお、システム上、顕微鏡の耐用年数は 8 年と設定されている。

前述のとおり、受託研究で購入した資産の耐用年数は当該資産を使用する予定の期間となっております。

この場合、H27.9～H28.3 の 7 ヵ月間研究に使用するものと判断し、耐用年数は 7 ヵ月とします。資産システムに顕微鏡の『資産種別コード』を入力すると、自動で 8 年と入力されてしまいますので、必ず手動で 7 ヵ月に修正しましょう。

もう一つ例題です。以下の例題 2 をご覧ください。

例題 2
A 先生は受託研究経費（研究期間：H27.4.1～H28.3.31）にて使用する顕微鏡を購入した。購入価格は 2,916,000 円(税込)、受領の確認日及び検収日は H27.9.30 である。資産登録担当者は耐用年数を 7 ヵ月と登録した。その後、当該受託研究が H29.3.31 まで延長することが決まり、相手方と H27.12.1 付で変更契約を締結した。この時、顕微鏡の耐用年数は修正すべきか？

当年度中に受託研究期間が変更となった場合、財務会計システム上のプロジェクト関連業務にてプロジェクト期間を修正することに加え、財務会計システム上の資産関連業務においても当年度に取得した資産の耐用年数を修正します。

この場合、受託研究期間が 12 ヵ月延長となっているため、耐用年数も 12 ヵ月延長し、19 ヵ月に修正する必要があります。

なお、財務部財務決算室において、プロジェクト期間と耐用年数の不整合を毎週金曜日に確認しておりますので、不整合の連絡があった場合には、速やかに修正してください。

2.準資産



本学が所有権を有する物品のうち、固定資産には計上する必要のない 50 万円未満の物品であっても、当該経費の事務処理要領等において資産管理すべき旨記載されている場合には、財務会計システム上で準資産として登録します。以下の具体例をご覧ください。

【例１－農水省・委託プロジェクト研究型(コンソーシアム形式)】

機械・備品費 （設備備品費）	研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が３万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が１０万円以上の物品とします。

（農林水産省農林水産技術会議事務局委託契約書実務細則・12 頁より）

１．財産の管理

委託先には、委託費により取得した物品及び試作品（以下「財産」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。また、当該財産については、構成員の規程に基づき、備品管理簿等に登録した上で、シールを財産の正面等の見やすい箇所に貼るなどして、どの委託事業で取得したか把握できるようにしてください。（本体と一体になっていない付属品がある場合には、付属品にも枝番等を付してください。）

（農林水産省農林水産技術会議事務局委託契約書実務細則・26 頁より）

【例２－総務省・戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)】

＜分類上の整理＞

① Ⅰ―１．設備備品費

取得単価が１０万円以上かつ使用可能期間が１年以上のもの。

② Ⅰ－２．消耗品費

取得単価が１０万円未満又は使用可能期間が１年未満のもの。

		使用可能期間	
		１年以上	１年未満
取得単価	１０万円以上	Ⅰ．物品費 １．設備備品費	Ⅰ．物品費 ２．消耗品費
	１０万円未満	Ⅰ．物品費 ２．消耗品費	Ⅰ．物品費 ２．消耗品費

（総務省情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説・15 頁より）

（４）物品・ソフトウェア等の管理

① 取得した財産で、設備備品費もしくは外注費で調達した、取得単価が10万円以上かつ使用可能期間が１年以上の物品は速やかに取得財産明細表に登録し、善良な管理者の注意をもって管理されること。本研究開発において委託費により購入した物品は、額の確定後、原則として国に帰属することとなるため、総務省担当職員の指示に従って返還又は廃棄等の処分を行わなければならない。（消耗品などで委託期間中に消耗しているものは該当しない）。

当該委託研究業務に係る物品は、委託先の業務など当該委託研究業務以外に使用されておらず、他の機器等と区別できるよう、次の例のように管理されていること。

・識別できる表示（シール等）等による識別

・帳簿上も当該受託研究業務とそれ以外の業務に区別して整理

（総務省情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説・18 頁より）

例１を見ると「原形のまま比較的長期の使用に耐えうるもののうち、取得価格が 3 万円以上（研究開発用器具及び備品は 10 万円以上)」の物品を、例２を見ると「取得単価が 10 万円以上かつ使用可能期間が 1 年以上」の物品を、資産（本学では準資産）として管理する必要があります。

各委託元によって管理を要する物品の定義が異なるため、取得時に資産登録することを失念し、「年度末に経理報告書を作成している際に気付いた」、「確定調査時に委託元から指摘を受けて気付いた」と、決算期や翌年度に準資産の登録漏れが発覚することもあるかと思います。このような登録漏れを防止するため、年度末となるこの時期に、今一度、事務処理要領等を確認してはいかがでしょうか？

なお、委託元が同じであっても、課題によって、管理を要する物品の定義が異なる場合もございますので、**必ず契約している当該課題の事務処理要領等を見て**確認するようにしてください。

３.所有権



ここまでは、受託研究で購入した資産の耐用年数や準資産について確認してきましたが、もう一つ重要なポイントがございます。それが資産の**所有権**です。

「本学が研究を受託し、獲得した経費で購入した資産なのだから、当然本学の資産だ！」と考える方も多いと思いますが、さて、研究期間終了後はどうなるのでしょうか？

実は、研究期間終了後の所有権についても、契約書や委託契約事務取扱要領に記載してありますので、見逃さないように注意しましょう。

以下、具体例を用いて補足説明いたします。

【例１－科学技術振興機構・戦略的創造研究推進事業】

（取得物品の帰属等）
第5条　契約項目において大学等と認められた研究機関は、次の各号の規定に従うものとする。
(1) 本委託研究のために研究機関が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」という。）の所有権は、研究機関に帰属するものとする。

（戦略的創造研究推進事業－平成 27 年度契約書雛形・第 5 条より）

例１は「所有権は、研究機関に帰属する」との記載があるため、研究機関終了後も本学に所有権が残ります。この場合、特段必要な処理はございません。

【例２－農水省・委託プロジェクト研究型(コンソーシアム形式)】

２．財産の所有権の帰属

委託事業により取得した財産の所有権は、当該財産を購入、製造又は取得等（以下「取得」という。）した委託先に帰属しますが、委託事業終了後、原則として、技術会議事務局に引き渡していただきます。引き渡された財産の所有権は技術会議事務局に移転しますが、委託先が財産を引き渡さず、そのまま継続使用する場合には、所有権は、実際に継続して使用するコンソーシアムの構成員に帰属します。（したがって、当該物品等に係る固定資産税はその所有権を有する者が負担することになります。なお、委託契約期間中の固定資産税は、委託費で負担することが可能です。）

（農林水産省農林水産技術会議事務局委託契約書実務細則・26 頁より）

例２は、原則、期間終了後委託元に引き渡しとなっておりますが、継続使用を申請すれば、従前どおりの使用を妨げず、所有権も移転しないとあります。

委託元に継続使用申請書を提出するとともに、システム上も備考欄等に継続使用期間等の情報を入力しておくことになります。

【例３－総務省・戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)】

第２５条　乙は、委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から別途指示があるまで同様とする。 ２　本条第５項の規定による所有権の移転までは、取得財産の所有権は乙に帰属するものとするが、乙は当該取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成２７年３月３１日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）４（１）に基づいて別紙様式１を提出した場合はこの限りではない。 ３　乙は、取得財産について、甲が別に定める様式による取得財産明細表を備え、甲から別に指示がある場合を除き、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後、取得財産明細表を実績報告書に添付して提出するものとする。 ４　乙が取得財産を亡失又はき損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。 ５　乙は、第２０条の規定による経費の額の確定後、甲の指示に従って甲の指定した期間内に取得財産の所有権を甲に移転するとともに、甲の指示に従って取得財産の占有を移転又は取得財産の廃棄等の処分をしなければならない。なお、取得財産の所有権若しくは占有の移転又は廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。

（戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)－平成 27 年度契約書雛形・第 25 条より）

例３は、第 25 条 5 に「経費の額の確定後、甲(総務省)の指示に従って甲の指定した期間内に取得財産の所有権を甲に移転する」とあります。

事務処理要領等を参考に、所有権の移転や無償借受申請の手続きを行ってください。

手続完了後は、財務会計システム上も資産の除却を行うと同時に、借受物品としての登録を行うことになります。（システム上の処理については、『新財務会計システム操作手引集・資産管理業務』60 ページ等を参照）

また、物品管理業務マニュアルによると、借受物品については、別紙 4『動産（物品）借用簿』を作成し管理することとされており、また定期的に財務会計システムから『借受資産一覧表』を出力するなどし、登録及び除却漏れを防ぐようにとの記載もありますので、ご注意願います。

「健さんが頼みの綱」の第３回は、「受託研究で取得した資産の登録及び管理」について説明させていただきました。不器用な私ですが、少しでもご理解いただけたら幸いです。

このコーナーでは、健さんが皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのチョットした疑問や、上司や先輩には今更聞けないけれど、
実は分かっていないことなど、優しい 健さんが、真心を込めてお答えしますよ！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「あの日・・・」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

今年も「あの日」はやってきました。どきどきわくわくのバレンタインデーです。
今では、同性同士で贈りあう**友チョコ**、男性から女性に贈る**逆チョコ**、自分へのご褒美にちょっと高級なチョコを買って食べる**自己チョコ**などがありますが、昔はバレンタインデーというと、やはり女性から男性へ贈る**本命チョコ**のイメージが強かったように思います。



料理が不得意なわたしは、友チョコが流行っていた中学・高校時代は、バレンタインデーの日には肩身の狭い思いをしながら友達の手作りお菓子を受け取り、ホワイトデーに、自分で作ってみようか少しだけ悩んだ挙句、無難にいこうとお店のお菓子を買って渡していました。一度、何を血迷ったのかスコーンを作ってみようと思い立ち、チャレンジして作り上げたものを友達にあげたところ、「これ何？え、スコーン？スコーンってこんなのだったっけ？」と言われました。それが今でもトラウマで、バレンタインデーが近づく度に思い出します。



もう一つ友チョコで思い出すのは、中学３年生のバレンタインデーです。仲良しの友達グループでお互いにお菓子を贈り合おうという話になりました。当時のわたしは「チョコレートのお菓子＝チョコを溶かして形づくったもの」と捉えていたので、とにかく板チョコを一度溶かしてまた固めれば“手作りお菓子”になるだろうと思っていました。なので、板チョコを買ってきて溶かし、お弁当用のアルミカップに流しこみ、チョコスプレーを振りかけて冷やして固め、それを“手作りお菓子”として渡すことにしました。ちょうど受験生でしたので、チョコペンで「合格」と書いて、バレンタインついでに合格祈願の気持ちも込めました。「喜んでくれるかな」と思いながら友達へ贈りましたが、友達から渡されたお菓子はクッキーとか生チョコとか、わたしが作ったものとは明らかにレベルが違いすぎて、穴があったら入りたい気分でした。



しかしながらその翌日、友達の一人から「S、あのチョコほんとにありがとね！」とやや興奮気味にお礼を言われました。チョコに合格と書いてあったのが嬉しかったそうなのですが、さらになんと、ご利益があるだろうと考えたらしく、そのチョコを家の神棚に飾って拝んだと言うのです…！あんな粗末なものを神棚にあげてしまっていいのだろうかと戸惑いましたが、自分が作ったものを友達が喜んでくれた、ということが素直に嬉しかったのを覚えています。ちなみに、その友達は無事、第一志望の高校に合格しました。

本命チョコの思い出はというと、小学１年生のバレンタインデー、好きだった男の子へチョコを渡すために、あろうことか父親に車を出させてその子の家まで送らせたことでしょうか。チョコだけにほろ苦い、というよりも、思い出すと苦虫を噛み潰したような気持ちになってしまいます。

こんなわたしですが、今年は**ガトーショコラ**に挑戦してみました。炊飯器で作る簡単なレシピだったので、なんとか成功できました 少しずつでも上手くなれるように、料理を頑張ってみようかなぁと思うことができた、今年のバレンタインデーでした。



最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…
【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
０２２－２１７－４８７４（監査室長：佐藤）
０２２－２１７－５６８０，４８８０（平野、荒澤、綱川、杉山）
【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します